

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案に対する修正案

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条の改正規定を次のように改める。

第七条第一項本文を次のように改める。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、政令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第二項の規定によって」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項又は前項において読み替えて準用する第五条第二項の規定によって講ずべき汚染の除去等の措置（次項において「講ずべき汚染の除去等の措置」という。）について、あらかじめ、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境基本法（平成五年法

律第九十一号) 第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

第八条の改正規定を削る。

第三十八条の改正規定のうち第一号中「第七条第四項」を「第七条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十二条の改正規定を次のように改める。

第三十二条中「第三十七条」を「第六十四条」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第四条第一項」を「第四条第二項、第五条第一項」に、「並びに第九条第四項」を「、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第二項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第四条第二項」を「第五条第

二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務

第三十条を改め、同条を第五十五条とする改正規定を次のように改める。

第三十条中「第四条第一項」を「第四条第二項、第五条第一項」に、「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同条を第五十五条とする。

第八条の次に二条、節名及び一条を加える改正規定のうち第九条第一号及び第十条中「の規定により都道府県知事から指示を受けた者が当該措置等」を「又は第二項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第五条を附則第七条とする。

附則第四条中「前二条」を「附則第二条から前条まで」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第四条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する土地（土壌汚染状況調査が行われていない土地に限

る。)でその面積が環境省令で定める規模以上のものについては、第三条(第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたもの」とあるのは、「附則第五条第二項の通知を受けたもの」とする。

2 前項の場合において、当該土地について、特定調査(公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われる土壌の汚染の状況の調査をいう。以下この項において同じ。)が行われていたときは、同条第一項の調査が行われたものとして、同項の規定を適用する。この場合において、同項の規定による報告が行われたときは、当該報告に係る特定調査は、土壌汚染状況調査とみなす。

第五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における前条第一項に規定する土地の所在を把握するため、必要な調査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の調査の結果、当該都道府県の区域内における前条第一項に規定する土地の所在が判明したときは、環境省令で定めるところにより、その土地の所有者等にその土地が同項に規定する土地である旨を通知しなければならない。